

水際対策強化に係る新たな措置

1. 入国拒否対象地域の追加（法務省）

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、イタリア、スイス及びスペインのそれぞれの一部地域（注）並びにアイスランドの全域を追加指定。14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

（注）イタリア：ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州

スイス：ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州

スペイン：ナバラ州、バスク州、マドリッド州、ラ・リオハ州

2. 検疫の強化（厚生労働省）

シェンゲン協定加盟国（注）又はアイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ若しくはルーマニアの全域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で 14 日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

（注）アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

3. 査証の制限等（外務省）

（１）上記 2 の国に所在する日本国大使館又は総領事館で 3 月 20 日までに発給された一次・数次査証の効力を停止。

（２）上記 2 の国に対する査証免除措置を順次停止。

上記 1. の措置は、3 月 19 日午前 0 時から当分の間、実施する。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は、対象としない。

上記 2. の措置は、3 月 21 日午前 0 時以降に出発し、本邦に来航する飛行機又は船舶を対象とし、4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

上記 3. の措置は、3 月 21 日午前 0 時から 4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

以上